



マイナンバー制度は 2016 年 1 月からスタート !!

国民の利便性の向上

1 面倒な手続きが
簡単に

行政の効率化

2 手続きが正確で
早くなる

公平・公正な社会の実現

3 給付金などの
不正受給の防止

マイナンバーとは？

10月から日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号がマイナンバーです。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつ、スムーズに確認するための基盤になります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

どういう場面で必要？

来年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用できます。

年金、雇用保険、医療保

険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限ってマイナンバーが利用できます。

民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーが取り扱われます。

問い合わせ先

マイナンバーコールセンター

☎ 0570・20・0178

役場住民生活課住民係

☎ 286・3112

居所情報登録申請について

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない人は、事前に居所情報の登録が必要です。居所情報登録申請書を9月25日まで(持参または必着)に住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。

申請が必要な人

東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している人／DV、ストーカー行為など、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に異動している人／一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人

申請が認められた人は、登録された居所に「マイナンバー」をお知らせします。申請書は役場住民生活課窓口や総務省ホームページで入手できます。

マイナンバーは
一生使うもの。
大切にね！

